

## 第840回

### 宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年8月3日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（15名）

1番	稲田	義敬	3番	濱田	頼之	5番	岩本	誠司
7番	澤田	誠規	8番	西山	成彦	9番	小島	久司
10番	寺田	巧	11番	羽賀	大透			

---

1番	松本	功	2番	保田	稔	4番	井垣	水里
5番	佐藤	千春	6番	山本	大	7番	浦田	久永

4. 欠席者（4名）

2番	山口	一晴	4番	山本	欣史	6番	西山	讓
3番	川島	照久						

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局主査 中田 真由

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について
議案第3号	農地法第5条許可申請審査について
議案第4号	宿毛市農用地利用集積計画について

- 議長 これより、第840回宿毛市農業委員会の会議を開会します。  
「議事録署名委員」の指名を行います。9番小島 久司委員、10番寺田 巧委員にお願いします。  
なお、2番 山口 一晴委員、4番 山本 欣史委員、6番西山 讓委員、3番 川島 照久委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査」についてご説明いたします。  
受付番号10番。場所は2ページに位置図をつけております。  
大字黒川。主要地方道土佐清水宿毛線の工業団地入口から南下し、井垣自動車向かいの農地のうちの2筆になります。  
売買で、取得後は季節野菜を作るとのことです。  
本申請は双方から委任を受けた曾根行政書士から提出されております。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。  
  
以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、受付番号10番について、黒川地区担当の井垣委員より説明をお願いします。
- 井垣委員 **【議案書をもとに10番朗読】**  
27日の日に、岩本会長が譲渡人に確認を取り、30日の日に譲受人に会い、現地確認をしてまいりました。よろしく申し上げますとのこと。
- 議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 小島委員 すみません。譲受人は隣に大きいハウスを持つちょうがはちよつと知つちょうがやけど、目的としたらあと何に使う？

今、施設のあれにとか言いよったけど、駐車場か何かやないろうか思うてよ。季節野菜っていいよった？

○事務局員 申請書では季節野菜を作るとの話でした。

○会 長 取得金額うがはいくら？

○事務局員 金額は両方合わせて 30 万円です。

○議 長 他に意見はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」1 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第 1 号」の 1 件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案書は 3 ページからになります。  
議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請審査について」ご説明いたします。  
受付番号 2 番。申請場所、位置図を 4 ページにつけております。駅東町四丁目パチンコじゃんじゃん駐車場横にある農地です。  
申請者は、塗装業を営んでいるが、利便性の向上を目的に既存の倉庫の移築を検討していたところ、市街地にあり交通の便が良い休耕中であった申請地を選択したものです。  
農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要

書類が添付されています。

倉庫の建築に伴う面積は 52 m<sup>2</sup>、資金計画としましては、建築費（設計費含む）600,000 円で、全額自己資金でまかなう計画となっております。

ここで、すみません、資料の訂正です。農地区分「その他」とありますが、正しくは宿毛駅から概ね 300m 以内の距離に位置し「第3種農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。農地区分は「第3種農地」となります。

なお、本案件につきましては、実は転用許可が出る前に工事が着工されている事から、事務局では、違反転用事案として処理すべく、事案が判明した本年5月15日に農地所有者に対し事実確認を行い、改めて農地法についての説明を行うとともに、速やかに転用許可申請を作成・提出するよう指導を行いました。その後、所有者は申請手続きについて行政書士に依頼し処理を進め、本日の審査に至っております。申請が7月6日になった主な要因については、敷地を分筆登記するにあたり時間を要したためです。

また、本事案について高知県へ報告するとともに、本来であれば農地法上の許可を受けたうえで工事着工するところ、その認識がなく、所有者の不注意によるものであり、深くお詫びする旨の内容で始末書が提出されている事を申し添えます。

○議 長 続きます、受付番号2番について、街区担当の稲田委員お願いいたします。

○稲田委員 本来なら、山口委員がやるどころやったところが、不幸があったということで、ピンチヒッターで私がやることになりました。

**【議案書をもとに2番朗読】**

7月29日に現地確認に行っております。その時ご本人がいましたので、その時話したのですがすけども、ご本人が農地法の部分について理解していなかったもので、始末書を書いたということを私知りませんで、現状建物が建っていましたので、理解に苦しんだことがございまして、その翌日事務局に聞きに行ったところ、先ほど事務局からも説明があったように、ご本人は始末書を書いて、安易な気持ちで建てたということでありましたので、納得いたしました。正規のルートに戻して順調に建てればと思いますので、許可のほどよろしくお願いいたします。本人からもよろしく申し上げますということです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は

ございませんか。

○浦田委員　　今の関係で、いらん事やけど、山口さんと向こうで、山口さんに知らせちよったかもしれんけど、それやったら勘弁してください。それであって相手の案件の持ち主からいうたら、ここの市役所でも、調べに行った人でも同じ見分けつきやせんけん、立場の人で判断するけん、横のつながりというか伝達を全然できていなかったら不審がられるところもあると思うけん、もしそれが分かっちゃうことなら、担当者にはやっぱちゃんと伝えちよかな、不信感もつような可能性もあるけん、そこのところしっかりしてもらわないかんと思いますよ。行き違いで言うちよならそれはそれで勘弁してもらいたいけど。

○事務局長　　担当委員の資料には、違反転用の概要についてというものと、すでにモノが建っておりましたので、写真の方を会長と会長代理、担当である保田委員の御三方には送っておりました。今回山口委員さんに不幸があったということで、こちらも当方山口委員から連絡がありましたので、頼むということで依頼を受けましたので、私も入って現場に行くつもりであったのですが、ちょっと中で稲田委員の方にバトンが渡って、稲田委員との間でこの資料は行ってなかったもので、そういうようなことになったのは事実です。今浦田委員さんの方から指摘がありましたように、こういうことがあっても誰でも対応できるように、同じ情報を速やかに共有できるように、今後このようなことがないようにしていきたいと思います。

○議　　長　　ほかにないでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議　　長　　これより採決をいたします。  
議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議　　長　　異議なしとすることですので、「議案第2号」の1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第3号「農地法第5条許可申請について」ご説明いたします。  
議案書は5ページになります。

受付番号3番。申請場所所在地は駅前町一丁目、6ページに位置図をつけております。土佐くろしお鉄道宿毛駅北側、休耕地です。

転用目的としましては、譲受人は、現在貸家にてパン製造業を営んでいますが、住宅も借家であり、自己の店舗兼住宅を建築するため、適地を探していたところ、駅の近くに売買土地が見つかり、購入することになったものです。

農地転用に伴う、隣地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されています。

店舗兼併用住宅建築面積が2筆あわせて323.57㎡、資金計画としましては、土地取得費が5,000,000円、建築費（設計、外構費含む）35,000,000円、自己資金（銀行融資）が40,000,000円で賄うということです。

農地区分につきましては、農地は先ほどの4条申請のように宿毛駅の真裏です、宿毛駅から概ね300m以内に位置しておりますので「第3種農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号4番。位置図は7ページにあります。申請場所所在地は西町一丁目、ポピンズアリタショッピングセンター手前の信号交差点を右折した、住宅地の一角にある休耕地です。

譲受人は現在、申請地の隣接地にある住宅兼倉庫の駐車スペースが狭く、食品の移動販売車への積み替え作業がスムーズにできておらず、また、息子の自家用車は借地に駐車しているので、隣接地にある申請地を購入し利用するものです。

農地転用に伴う、隣地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されています。

今回の転用に係る作業場・駐車場の面積は204.66㎡、資金計画としましては、土地取得費が610,000円、土地造成費が100,000円、小型物置(収納庫)が287,000円を自己資金997,000円で賄う予定です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の

農地」と判断されることにより転用に支障なしと考えております。

以上、今回2件の申請となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きます、受付番号3番及び4番について、街区、西地区担当の稲田委員より説明をお願いします。

○稲田委員 **【議案書をもとに番号3番及び4番朗読】**

3番について、7月29日に譲渡人に電話で確認を取っております。譲受人についても同様に電話で確認を取りました。双方よろしく申し上げますということで、お願いいたします。

4番について、7月29日に譲渡人に電話で確認を取りまして、間違いのないとのことです。譲受人につきましても、西町の現場に行ったついでにお話を聞きました。申請の通りでありますのでよろしくお願いいたしますとのことです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○寺田委員 すでに登記簿自身では宅地になっているのはどういうことでしょうか。

○事務局長 まず3番につきましては、この付近、ここはきれいに整備がされておりました、だいたいが登記簿上では宅地となっております。あとは現状ということですが、登記上はこういうような形になっております。

4番についても、西町は住居地域でありまして、たまに区画内でこういった部分が残ってしまっていて、実際になかには自分で作物を作っている人はいらっしゃいますが、今回はこういう事案になっております。

○寺田委員 そういう前提にやっちょういうこと。現状その間ちょっとでもやろうかいうかたちやろうね。

○議 長 ぶっちゃけ税金の関係やないかね。

○寺田委員 課税は現況地目になって税務課が判断します。

○小島委員 第4条で出とる、駅東町の四丁目で田んぼで登記がありますがね。あの辺は一緒に都市計画法でしちょうがやないかね。今思うところやったが。

○事務局長 今小島委員から指摘があった部分は、1107番2の部分は分筆されたところであるんですけど、ちょっと分からないので確認させてください。

○議長 ほか意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

議案第3号「農地法第5条許可申請について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第3号」2件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 受付番号25番から41番の17件、31筆につきましては、全て再設定になります。

場所は、大字多い順番に、橋上地区に21筆、中角地区に9筆、山田地区に1筆のあわせて31筆です。

主な場所については、橋上地区は、主要県道宿毛津島線と芳奈の運動公園に向かう県道橋上平田線の交差点から松田川上流に広がる農地になります。

次に中角地区は、県道橋上平田線沿いの八ヶ合橋<sup>はけあいばし</sup>手前までにかけて広がる農地になります。

山田地区は、国道56号線沿いにありますレストラン一風から奥に入っ



たところに広がる農地のうちの1筆になります。

登記地目は、すべて田で、水稻、ブロッコリーを作るとの計画が出されています。

○議長 続きまして、受付番号25番から41番までについて、橋上地区担当の濱田委員お願いいたします。

○濱田委員 今事務局からございましたように、17件、31筆と非常に多く、要約するつもりでありましたが、事務局より1号議案だけ読み上げることでよいということなので、その通りにやります。

【議案書をもとに番号25番朗読・26～41番省略】

ここにちょっと間違いがあります。9ページの番号30の貸付人のところ、被相続人の姓が間違っておりますので訂正です。

全17件、面積が51,126㎡あります。非常に多いため、私も2日間かけて全部確認し、山田の一風のところは初めてやったが、現地まで見に行っ確認をしてきました。あとは貸付人ところへ行って確認しましたが、なかなかいないところもあり、何度か行きました。遠くは大阪、高知、電話で聞きました。再設定でありますので問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。非常に簡単であります。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

○会長 山田の方もあるが？

○濱田委員 大阪の●●いうが。親戚らしい。

○議長 一風の入ったところ、お宮のほう。

○浦田委員 期間10年やけど1筆だけ5年があるよね。

○事務局長 ただ今の案件の中に、1筆だけ番号28番、議案書の8ページ、5年でそれ以外は全て設定期間10年になっております。前回平成28年、5年に設定していたんですけど、5年経ちましてこの度再度今後どうするかこちらからご案内しましたところ、借受人から次は10年で行こうという部分と、28番については、相手方さんとの間でこの部分だけは5年でお話

がついておる。そして話が前後しますが、10年と5年に分かれておりま  
す。

○濱田委員        その一つだけは、行って話してね、3年じゃ言うけん、まあ5年ながや  
けんいうて、しまいには子どももおらんがやけん5年でええわいうて、5  
年になりました。その関係上で5年に間違いないけん。

○議 長        ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長        これより採決をいたします。  
議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」17件の報告があり、  
審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異  
議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長        異議なしとすることですので、「議案第4号」17件は、意見を附して県  
に送付することに決しました。

#### (報告事項)

○議 長        事務局より報告事項があります。

○事務局員        (①公務災害補償保険料集金について)

「公務災害補償制度」の掛金を本日を集金させていただきます。領収書  
は後日郵送する予定です。

(②活動記録簿提出について)

次に、活動記録簿をご提出いただき、ありがとうございました。本日提  
出いただきました活動記録簿につきましては、この後事務局で内容を点検、  
確認後、郵送にて返却する予定です。

(③次回会議の日程(9月2日(木)))

次回総会の日程についてお知らせいたします。9月2日(木)開催の予  
定です。提出議案の締め切りは8月12日(金)、議案送付は8月26日(木)

の予定です。よろしくお願ひいたします。

○議 長       それでは以上で終わりたいと思いますが、この後残って作業に入られる方は現地に集合にします。現地集合でお願いします。

議長            それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第840回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和3年8月3日

会 長    岩本 誠司

農業委員    小島 久司

農業委員    寺田 巧